

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障４経費
その他社会保障施策に要する経費

1 地方消費税増税分の使途

消費税の引上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる社会保障４経費（制度として確立された年金、医療および介護の社会保障給付ならびに少子化に対処するための経費）の財源確保にあることから、国分の消費税収は全額「社会保障４経費」にあてることとされ、引き上げ分の地方消費税収については、社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費の充実・安定化に充てるものとされています。

2 本県の増収額

２９年度の地方消費税の増収分は、１１７．０億円ですが、その一部を市町に交付金として配分するため、県の社会保障施策への充当額は５８．７億円となります。

地方消費税の増収額	１１７．０億円
市町への交付金	<u>△５８．３億円</u>
社会保障施策への充当額	５８．７億円

3 本県の社会保障施策に要する経費

社会保障施策とは、社会保障４経費を含む社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策をいい、福井県においては、民生費（災害救助費、自然保護費を除く）、衛生費（環境衛生費を除く）のうち、物件費、扶助費、補助費等をいいます。

社会福祉	２１６億円（うち一般財源１８８億円）
社会保険	２６０億円（うち一般財源２５９億円）
保健衛生	<u>２８億円（うち一般財源 １６億円）</u>
計	５０４億円（うち一般財源４６３億円）

本県の社会保障施策に要する経費は５０４億円、このうち一般財源４６３億円に、５８．７億円を充当しています。